

科学技術振興対策特別委員会議録第十二号

昭和三十三年三月七日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 菅野和太郎君

理事 赤澤 正道君 理事 有田 喜一君

理事 齋藤 憲三君 理事 中曾根康弘君

理事 前田 正男君 理事 岡 良一君

理事 志村 茂治君

小笠 公昭君 小平 久雄君

保科善四郎君 山口 好一君

田中 武夫君 中崎 敏君

原 茂君 松前 重義君

石野 久男君

出席政府委員

総理府事務官 (科学技術庁)

長官官房長 原田 久君

総理府技術官 (科学技術庁)

庁調査普及 三輪 大作君

文部事務官 (大学学術局)

緒方 信一君

委員外の出席者

科学技術庁次長 篠原 登君

参考人(経済団体連合会理事) 池田龜三郎君

参考人(科学技術審議会) 中 延平君

三月七日

委員佐々木良作君辞任につき、その補欠として中崎敏君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

日本科学技術情報センター法案(内閣提出第六二号)

○菅野委員長 これより会議を開きます。

日本科学技術情報センター法案を議題といたします。

本日は参考人より意見を聴取することといたしますが、御出席の参考人は、三菱油化株式会社社長、経済団体連合会理事池田龜三郎君、東亜燃料株式会社社長、科学技術審議会情報部長中原延平君、以上二名の方であります。

この際参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。本日は、御多用中にもかかわらず、本委員会の法律案審査のためにわざわざ御出席を賜わり、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。日本科学技術情報センター法案は、技術の革新をはかるために、内外の科学技術情報を迅速にかつ的確に収集し、これを各般の需要にこたえて提供する情報活動を推進するところの国家的機関を設ける必要があるとして提出せられたのであります。本委員会といたしましては、本案審査に当りまして、特に、日ごろからこれらの問題につきましては研究し、造詣の深い参考人各位の御意見を承わり、本案審査の参考にいたしたいと存する次第であります。何とぞ忌憚のない御意見の御開陳をお願いしたいと思います。なお、参考人の御陳述は一人約十分程度とし、あとは委員諸君の質疑によりお答えをお願いしたいと思いますので、さよう御了承をお願いします。

それでは、池田参考人。

○池田参考人 御指名によりまして参りましたのですが、特に科学技術情報センターの必要性は今あらためて申し上げるほどのことでもないの、むしろ、私どもといたしましては、こういう国家的な、中核的な機関の設置が非常に必要であるという感じを持っています。大体、この法律案なんか見まして、私も、この法律案なんか見まして、私どもが期待しますスケールから申しますと非常に小さ過ぎるもので、もつと大きなものであつてほしいというものを痛感するものであります。しかし、また、国家財政そのほかいろいろな関係もございまして、おそく、スケールははなはだ満足できかねますけれども、とにかく、今度こういう法案ができましたと論議されて、やがて成立することと思いますが、これができたことは、一応これで私も非常に満足する次第でございますが、ただこれがつりつぱに生まれて大きく育っていくことを念願してやまない次第であります。

この問題につきましましては、私の関係しております経済団体連合会でも取り上げまして、私の方の産業技術委員会でも最初論議いたしまして、その結論を待ちまして、委員会、常任理事会等にかけてまして、結局全会一致で経団連としましては政府に要望するというところで、昨年の十一月十四日に、科学技術庁長官正力大臣のところまで要望書を出したのでございます。

ごく概要を申し上げますと、今世界的に技術革新の時代に入っているとい

うことは、だれでもおっしゃいますけれども、その認識については非常に大きな差があるように私たちは考えております。たとえば、原子力につきましても、あるいはオートメーションでありますとか、私も直接関係してあります石油化学工業を見ても、かたいま設立準備中の会社が十社ござい

ます。そのどれかの会社が全部外国の技術を取り入れようという格好になつております。そこで、今私も取り上げようとして技術でも、大体向うで上つたものでございまして。しかし、この方はなかなか進歩のテンポが早いのでございまして、そして非常に新報をつかまえてまして間違ひのない企画をいたしませんと、結局工場ができたところからは、もうそれがおそいといふものもございまして。たとへば、同じものができておりました、その技術、製造法等が日進月歩でございまして、そのものが非常に変わつてい

て、そのものが非常に変わつていって、そういったような事態は、御承知の通りでございます。また次々と新しいものがございまして、一番いい例は、合成繊維等がその例であります。かれこれしまして、私も企画しますのでも、まずどういふものを現在あるいは将来に向つて取り上げるのが一番いいかというところが非常に問題でございまして、自分の方の筋にある方面からだけの情報によつて判断いたしますと、非常に間違ひを起すということがたびたびあると

思います。そして、これらは、一ぺんやりますと、非常に建設費が高つくつきまして、途中から模倣変えをするといふことではどうも困窮競争に入られぬのでありまして、そういう面から見ましても、慎重に情報を取り入れて企画をしなければならぬといった状態でございます。

そういうことからしまして、ことに日本は、これもどなたもおっしゃることなんですけれども、資源が乏しい。人口が多い。技術がおくれておる。そこで、やはり、あくまでも輸出を第一にしました経済政策から申しましても、技術の革新といふことは非常に必要なのでございまして。そこで、この点は、大体どちらでも、どなたもその必要性は痛感しておるのでございまして、ことにわが国は、戦時中あるいは戦後、大きく先進国と比較しまして離れました。それで、一応は今官民ともこの間隔を縮めようと努力しておるつもりでおりますけれども、縮まるのではなくて、場合によりまして、だんだん引き離されていくのではな

いかないかというおそれもないことはございませぬ。確かにこれは一部にはあります。たとえば、あるアメリカの会社の一年の研究費——これは有機化学工業でございまして、七千億円で、いろいろの研究費を使つておる。原子力にしましては大体それくらいでございまして、イギリスに行けば七億、フランスあたりは三百五十億、日本は百億くらいの研究費といつたような状態でありまして、やはりこれと

比較いたしますと、これは、一ぺんやりますと、非常に建設費が高つくつきまして、途中から模倣変えをするといふことではどうも困窮競争に入られぬのでありまして、そういう面から見ましても、慎重に情報を取り入れて企画をしなければならぬといった状態でございます。

ても、やむを得ない事情といえ、やむを得ない事情であります。これにどう対策を講じていくかという事になります。やはりまず深く深くこの世界の情報をなるべく迅速に的確に取り入れて、そして私どもの研究なりあるいは企業の参考にして間違いない方針に持っていく、こういうことでございす。しかし、何として、今の状態では、とにかく先に申しましたように恥かしい遺憾なことでございすけれども、石油化学のごときは全部外国技術を取り入れなければならぬ。しかも、現在ありますトップ・レベル、あるいは今後改善されましてなお一そう進歩するという可能性あるものを取り入れていくのでございす。繰り返して申しますと、できるだけ海外の広範な情報を取り入れる必要があるわけでございまして、このことは申し上げるまでもございせん。

さらに、国内の技術情報でございす。これも、ぜひ日本には学会とか研究会とかそういうものが多いのでございす。みんなばらばらで、一向組織的に、系統的にまとめた情報活動をしておるといふ例はございせん。そこで、私も利益を受ける方からいいますと、各社とも大抵自分たちの全力を尽してやっておるつもりでおりますけれども、それは、国の力と同じように、会社自体の力が十分でございせんので、やはり非常に遺憾の点が多いのでございす。遺憾の点が多いながら、みんな各社ばらばらにやっておるのであります。そこで、会社に行ったりあるいは研究所等に行つてみまして、そこで情報を集めており

ます雑誌とか本を見ましても、大抵同じようなものを見ているにすぎません。結局それだけむだな重複した仕事をやっておるわけでございまして、これは相当問題じゃないかと私もかねて考えております。

そこで、今国の内外ともそういうふうな状況にございすので、おそまきながらこの程度のセンターでもできまして、一応りっぱにこれが育ちまして、将来の発展に資していくというところが非常に好ましいことだ、こういうふうに思つておるのであります。そんなことでございす。これは今ここで諸先生方に私からこれ申し上げるまでもないのでございまして、そこで、経団連といいたしまして、これはできる限り物心両面で協力したい、こういうことを考えておるのでございす。ただ、ここで注文を申し上げますと、これは官僚的な運営では困りますので、できるだけ民間の知識なり経験なりあるいは協力も十分得まして、民主的にしかも重点的にやつていただきたい、こういう意見を申し上げたいのでございす。

次に、この法律案を拝見いたしましたのでございす。第二条にございす「定義」としまして、「この法律において『科学技術情報』とは、自然科学を基礎とする技術に関する情報をいい、当該技術に直接関係する自然科学に関する情報を含むものとする。」こう書いてございす。これは、科学技術庁に於いての行政審議会でも、一体科学技術とは何ぞやという問題がまず起りました。そのとき、前の根本官房長官が、はつきりこれは産業技術だということをおつしやつたのでございす。や

は、この情報機関としまして、あまり幅を広げましてはやけす。重点も薄らぎますし、わずかに政府出資金が四千万円、民間が四千万円、あと寄付金が三千万円、この程度では十分でございせん。やはり、この第二条の定義のうちにありますうちでも、はつきり自然科学あるいは自然科学を基礎とする技術というふうに、範囲をなるべく重点的にやつていただいたらどうか、私はこう考えます。法律は大体これでよろしからうと思ひますが、そういうふうに感じました。

その次は、十一條でございす。役員の規定であります。情報センターに、役員として、理事長一人、常務理事一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。とあります。これもこの人じゃ足りないと思ひますけれども、一応これでもよろしからうと思ひますが、この選任は総理大臣が任命することになっております。この選任が非常に重要なことではないかと思ひます。要するに、この情報センターは、われわれの仕事からいいますと、やはり事業は人なんですから、これは、そういう方面で十分りっぱな役員を一つ総理大臣が任命下さるよう希望したいのでございす。この待遇等のごとは私よく存じませんが、しかし、薄給で、りっぱな、仕事もよくできるし、また識見の高い人ということになりますと、なかなか容易じゃないのではないかと。あとに兼任の条項もございす。この点はよく考えていただきたまはして、この人事でこの情報センターのなにもきまるんじゃないかと思ひます。その点を希望いたします。

望いたしたいと思ひます。そこで、役員の兼職禁止というのがございまして、ただ、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。という事になっております。私の考えから言いますと、最初だけでも相当有力な人を理事長に持つていきまして、兼任でやるといつたことになるのではないだろうかというふうに、私なりに考えました。

それから、なお、第三章の業務のところですが、「業務の範囲」としてございまして、いろいろここに書いてございす。これを全部完全にやるということになりますと、なかなか容易なことじゃないと思ひます。そこで、この中でも、どういう面が一番重点を置いてスタートをするのかという企画の方がより重要ではないか。私も仕事をしていて経験から言いますと、そういう感じを受けるのであります。そこで、「業務開始の際」としてあります。一応国内でいろいろな海外の情報等もとりまして、そうして企画をいたします。その上で、なるべく早く海外に――予算も三百六十万円からあるところ海外の調査等にも出したらどうだろうかという感じを持ちます。

それから、第六條のところに「第三十八條」とございす。関係行政機関の長は、情報センターの行政機関の長は、情報センターの行政機関の長の収集について、できる限り協力するものとする。これが、いろいろ採用人員等も書いてございすけれども、これまた、私どもの体験から言ひまして、最近のこと非常に景気がいいので、なかなか優秀な人を得にくいような情勢でございす。そこで関係行政機関の長はできる限り協力するということです。これはこの情報センターについて非常に重要なことじゃないか、特にこれは御理解を持つていただくことが必要じゃないかというところを感じました。

それから、附則の方でございす。内閣総理大臣は、設立委員を命じて、情報センターの設立に関する事務を処理させる。とございす。それから、5のところに、「設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し情報センターに対する出資を募集しなければならない。」ということができる。初めてこれがスタートすることになると思ひます。寄付の方はここに書いてあります。で、これまたどういふことになるかわかりませんが、設立委員は非常に重要な方で、また責任も非常に重くなつておるようでございす。なお、これにつきまして私どもの考え方から言ひますと、やはり寄付は経費で落せるようにしていただきます。――利益からの経費じゃなくて、利益勘定から出るといいますと百万円としても二百万円の

は、この情報機関としまして、あまり幅を広げましてはやけす。重点も薄らぎますし、わずかに政府出資金が四千万円、民間が四千万円、あと寄付金が三千万円、この程度では十分でございせん。やはり、この第二条の定義のうちにありますうちでも、はつきり自然科学あるいは自然科学を基礎とする技術というふうに、範囲をなるべく重点的にやつていただいたらどうか、私はこう考えます。法律は大体これでよろしからうと思ひますが、そういうふうに感じました。

その次は、十一條でございす。役員の規定であります。情報センターに、役員として、理事長一人、常務理事一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。とあります。これもこの人じゃ足りないと思ひますけれども、一応これでもよろしからうと思ひますが、この選任は総理大臣が任命することになっております。この選任が非常に重要なことではないかと思ひます。要するに、この情報センターは、われわれの仕事からいいますと、やはり事業は人なんですから、これは、そういう方面で十分りっぱな役員を一つ総理大臣が任命下さるよう希望したいのでございす。この待遇等のごとは私よく存じませんが、しかし、薄給で、りっぱな、仕事もよくできるし、また識見の高い人ということになりますと、なかなか容易じゃないのではないかと。あとに兼任の条項もございす。この点はよく考えていただきたまはして、この人事でこの情報センターのなにもきまるんじゃないかと思ひます。その点を希望いたします。

望いたしたいと思ひます。そこで、役員の兼職禁止というのがございまして、ただ、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。という事になっております。私の考えから言いますと、最初だけでも相当有力な人を理事長に持つていきまして、兼任でやるといつたことになるのではないだろうかというふうに、私なりに考えました。

それから、なお、第三章の業務のところですが、「業務の範囲」としてございまして、いろいろここに書いてございす。これを全部完全にやるということになりますと、なかなか容易なことじゃないと思ひます。そこで、この中でも、どういう面が一番重点を置いてスタートをするのかという企画の方がより重要ではないか。私も仕事をしていて経験から言いますと、そういう感じを受けるのであります。そこで、「業務開始の際」としてあります。一応国内でいろいろな海外の情報等もとりまして、そうして企画をいたします。その上で、なるべく早く海外に――予算も三百六十万円からあるところ海外の調査等にも出したらどうだろうかという感じを持ちます。

それから、附則の方でございす。内閣総理大臣は、設立委員を命じて、情報センターの設立に関する事務を処理させる。とございす。それから、5のところに、「設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し情報センターに対する出資を募集しなければならない。」ということができる。初めてこれがスタートすることになると思ひます。寄付の方はここに書いてあります。で、これまたどういふことになるかわかりませんが、設立委員は非常に重要な方で、また責任も非常に重くなつておるようでございす。なお、これにつきまして私どもの考え方から言ひますと、やはり寄付は経費で落せるようにしていただきます。――利益からの経費じゃなくて、利益勘定から出るといいますと百万円としても二百万円の

は、この情報機関としまして、あまり幅を広げましてはやけす。重点も薄らぎますし、わずかに政府出資金が四千万円、民間が四千万円、あと寄付金が三千万円、この程度では十分でございせん。やはり、この第二条の定義のうちにありますうちでも、はつきり自然科学あるいは自然科学を基礎とする技術というふうに、範囲をなるべく重点的にやつていただいたらどうか、私はこう考えます。法律は大体これでよろしからうと思ひますが、そういうふうに感じました。

その次は、十一條でございす。役員の規定であります。情報センターに、役員として、理事長一人、常務理事一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。とあります。これもこの人じゃ足りないと思ひますけれども、一応これでもよろしからうと思ひますが、この選任は総理大臣が任命することになっております。この選任が非常に重要なことではないかと思ひます。要するに、この情報センターは、われわれの仕事からいいますと、やはり事業は人なんですから、これは、そういう方面で十分りっぱな役員を一つ総理大臣が任命下さるよう希望したいのでございす。この待遇等のごとは私よく存じませんが、しかし、薄給で、りっぱな、仕事もよくできるし、また識見の高い人ということになりますと、なかなか容易じゃないのではないかと。あとに兼任の条項もございす。この点はよく考えていただきたまはして、この人事でこの情報センターのなにもきまるんじゃないかと思ひます。その点を希望いたします。

望いたしたいと思ひます。そこで、役員の兼職禁止というのがございまして、ただ、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。という事になっております。私の考えから言いますと、最初だけでも相当有力な人を理事長に持つていきまして、兼任でやるといつたことになるのではないだろうかというふうに、私なりに考えました。

それから、なお、第三章の業務のところですが、「業務の範囲」としてございまして、いろいろここに書いてございす。これを全部完全にやるということになりますと、なかなか容易なことじゃないと思ひます。そこで、この中でも、どういう面が一番重点を置いてスタートをするのかという企画の方がより重要ではないか。私も仕事をしていて経験から言いますと、そういう感じを受けるのであります。そこで、「業務開始の際」としてあります。一応国内でいろいろな海外の情報等もとりまして、そうして企画をいたします。その上で、なるべく早く海外に――予算も三百六十万円からあるところ海外の調査等にも出したらどうだろうかという感じを持ちます。

それから、附則の方でございす。内閣総理大臣は、設立委員を命じて、情報センターの設立に関する事務を処理させる。とございす。それから、5のところに、「設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し情報センターに対する出資を募集しなければならない。」ということができる。初めてこれがスタートすることになると思ひます。寄付の方はここに書いてあります。で、これまたどういふことになるかわかりませんが、設立委員は非常に重要な方で、また責任も非常に重くなつておるようでございす。なお、これにつきまして私どもの考え方から言ひますと、やはり寄付は経費で落せるようにしていただきます。――利益からの経費じゃなくて、利益勘定から出るといいますと百万円としても二百万円の

は、この情報機関としまして、あまり幅を広げましてはやけす。重点も薄らぎますし、わずかに政府出資金が四千万円、民間が四千万円、あと寄付金が三千万円、この程度では十分でございせん。やはり、この第二条の定義のうちにありますうちでも、はつきり自然科学あるいは自然科学を基礎とする技術というふうに、範囲をなるべく重点的にやつていただいたらどうか、私はこう考えます。法律は大体これでよろしからうと思ひますが、そういうふうに感じました。

その次は、十一條でございす。役員の規定であります。情報センターに、役員として、理事長一人、常務理事一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。とあります。これもこの人じゃ足りないと思ひますけれども、一応これでもよろしからうと思ひますが、この選任は総理大臣が任命することになっております。この選任が非常に重要なことではないかと思ひます。要するに、この情報センターは、われわれの仕事からいいますと、やはり事業は人なんですから、これは、そういう方面で十分りっぱな役員を一つ総理大臣が任命下さるよう希望したいのでございす。この待遇等のごとは私よく存じませんが、しかし、薄給で、りっぱな、仕事もよくできるし、また識見の高い人ということになりますと、なかなか容易じゃないのではないかと。あとに兼任の条項もございす。この点はよく考えていただきたまはして、この人事でこの情報センターのなにもきまるんじゃないかと思ひます。その点を希望いたします。

望いたしたいと思ひます。そこで、役員の兼職禁止というのがございまして、ただ、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。という事になっております。私の考えから言いますと、最初だけでも相当有力な人を理事長に持つていきまして、兼任でやるといつたことになるのではないだろうかというふうに、私なりに考えました。

それから、なお、第三章の業務のところですが、「業務の範囲」としてございまして、いろいろここに書いてございす。これを全部完全にやるということになりますと、なかなか容易なことじゃないと思ひます。そこで、この中でも、どういう面が一番重点を置いてスタートをするのかという企画の方がより重要ではないか。私も仕事をしていて経験から言いますと、そういう感じを受けるのであります。そこで、「業務開始の際」としてあります。一応国内でいろいろな海外の情報等もとりまして、そうして企画をいたします。その上で、なるべく早く海外に――予算も三百六十万円からあるところ海外の調査等にも出したらどうだろうかという感じを持ちます。

それから、附則の方でございす。内閣総理大臣は、設立委員を命じて、情報センターの設立に関する事務を処理させる。とございす。それから、5のところに、「設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し情報センターに対する出資を募集しなければならない。」ということができる。初めてこれがスタートすることになると思ひます。寄付の方はここに書いてあります。で、これまたどういふことになるかわかりませんが、設立委員は非常に重要な方で、また責任も非常に重くなつておるようでございす。なお、これにつきまして私どもの考え方から言ひますと、やはり寄付は経費で落せるようにしていただきます。――利益からの経費じゃなくて、利益勘定から出るといいますと百万円としても二百万円の

は、この情報機関としまして、あまり幅を広げましてはやけす。重点も薄らぎますし、わずかに政府出資金が四千万円、民間が四千万円、あと寄付金が三千万円、この程度では十分でございせん。やはり、この第二条の定義のうちにありますうちでも、はつきり自然科学あるいは自然科学を基礎とする技術というふうに、範囲をなるべく重点的にやつていただいたらどうか、私はこう考えます。法律は大体これでよろしからうと思ひますが、そういうふうに感じました。

その次は、十一條でございす。役員の規定であります。情報センターに、役員として、理事長一人、常務理事一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。とあります。これもこの人じゃ足りないと思ひますけれども、一応これでもよろしからうと思ひますが、この選任は総理大臣が任命することになっております。この選任が非常に重要なことではないかと思ひます。要するに、この情報センターは、われわれの仕事からいいますと、やはり事業は人なんですから、これは、そういう方面で十分りっぱな役員を一つ総理大臣が任命下さるよう希望したいのでございす。この待遇等のごとは私よく存じませんが、しかし、薄給で、りっぱな、仕事もよくできるし、また識見の高い人ということになりますと、なかなか容易じゃないのではないかと。あとに兼任の条項もございす。この点はよく考えていただきたまはして、この人事でこの情報センターのなにもきまるんじゃないかと思ひます。その点を希望いたします。

望いたしたいと思ひます。そこで、役員の兼職禁止というのがございまして、ただ、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。という事になっております。私の考えから言いますと、最初だけでも相当有力な人を理事長に持つていきまして、兼任でやるといつたことになるのではないだろうかというふうに、私なりに考えました。

それから、なお、第三章の業務のところですが、「業務の範囲」としてございまして、いろいろここに書いてございす。これを全部完全にやるということになりますと、なかなか容易なことじゃないと思ひます。そこで、この中でも、どういう面が一番重点を置いてスタートをするのかという企画の方がより重要ではないか。私も仕事をしていて経験から言いますと、そういう感じを受けるのであります。そこで、「業務開始の際」としてあります。一応国内でいろいろな海外の情報等もとりまして、そうして企画をいたします。その上で、なるべく早く海外に――予算も三百六十万円からあるところ海外の調査等にも出したらどうだろうかという感じを持ちます。

寄付になりますので、この点をお考えになつていただきたい、こんなふうに考えます。

大体この法案を拝見しまして私が気がついたところを率直に申し上げます。

○菅野委員長 次に、中原参考人。

○中原参考人 私中原でございます。本日科学技術情報センターについての考え及びその概要を申し上げる機会を得ましたことは、喜びにたえない次第であります。

私は大体四つに分けて申し上げたいと思ひます。第一は科学技術情報センターの必要性、第二は諸外国における情報センターの状況、第三はわが国における情報の現状、最後にこの科学技術センターの構想について申し上げます。

まず最初の科学技術情報センターの必要性については、今さらその必要性を説くまでもないことと思ひますが、私が感じておりますその必要性について、ごく簡単に申し上げます。

御承知のように、最近科学技術の進歩が加速的に早くなつております。特に原子力とか、合成化学とか、あるいはオートメーション等におきまして画期的な進歩を続けております。そして、最近の傾向といつたしましては、これらの技術が非常に細分されて、多種多様に相関連するといふ新しい特色を持つて参つております。たとえば一つの原子力の発電所をこしらへるということ

を考へてみましても、その工業を完成するためには、あらゆる工業のトップ・レベルの技術が必要であるばかり

でなく、実に医学とか衛生学、そういった分野にまで及んでおるのであります。こういうふうな、最近の技術は非常に多種多様に細分されて、それらが相互に相関連しなければ完成した工業ができないということになりますので、これらの技術を実際に使うため、あるいはそれを研究するために一つ一つの情報にいたしまして、一つ一つの分散した情報では効果が非常に少いのでありまして、これはどうしても総合した情報をとらなくちゃいけない、あるいは分散した情報を一つにまとめるくちやいかぬということが出てくるのであります。原子力等の関係で産業に大革命が起るうとしておる現在におきましては、これらの点に十分注意いたしまして、情報を総合的にとるといふことが非常に必要に相なると思ひます。

科学技術庁におきましては、この点に深く留意されまして、科学技術センターをこしらへるということに進まれたことは、非常に當を得たことで、私は敬意を表する次第であります。わが国の技術水準は、欧米の先進国よりも進んでおるものもありますが、概して、今、池田さんのおっしゃつたように、おくれ

おるものが多いのであります。従いまして、わが国が世界と競争していくためには、どうしてもわが国よりもすぐれておる先進国の技術を利用して競争していくといふことをせざるを得ないのであります。ところが、わが国は欧米のいわゆる先進国から距離的に相当離れておる。最近距離の概念が非常に狭まつてきましたけれども、それでもなおかつ距離の制約がある。また一面言葉の制約が非常にありまして、情報

等を集めるのに非常に困難を来たすのであります。従いまして、現在わが国はいろいろな情報をもつておりますが、たゞ情報を集める機関が大企業であるといつたとしても、自分の必要な情報を総合的にとるといふことは、非常にむづかしくて、ほとんど不可能な状態に相なつておるのであります。この点が、科学技術情報センターを作ることに非常に必要なことになつてくると思ひのであります。

また、最近の世界の傾向といつたしましては、文獻の活動とかあるいは情報を集めるということが、研究とか企業とかいふものと分れて、別個に存在してきておるのであります。それは、いわゆる文獻活動が盛んになり、またアメリカ等におきましてはリテラチュア・サイエンティストといひまして、科学技術の情報を整理しまして、これを研究者に与えるという専門の仕事も出てきておることを見てわかるのであります。そういうふうな科学技術情報センターがいろいろな情報を総合的にとるといふことに、非常に意味があると思ひのであります。

次に、諸外国のうちで、おもな外国の情報事情を二、三あげたいと思ひます。外国においては、文獻を集めるという運動、あるいは情報を集めるという仕事は、相当古くからやつておりますが、たとえば、イギリスにおきましては、科学技術研究庁がありまして、そこに情報部がありまして、また専門図書館情報局協会というものもあつて、情報を中核的に集めております。また、ソ連では、例の科学アカデミーがありまして、そこに情報部があり、またフランスにおきましては、科学研究セ

ンターがありまして、そこに文獻のセンターがある。こういうふうな、おもな先進国では情報の中核機関がありまして、それぞれの国情に應じて、その文獻を収集整理して、そして研究にあるいはその企業に資しておるのであります。ところが、これらの情報機関で一致しておるところが数カ所見つかるのであります。それは、第一に、これらの研究機関は国立であるかあるいは国立に準ずるものであるかあると、そして、その情報機関は、たとえ

ば国立の図書館等から独立して存在しておるといふこと、それから第三には、専門の情報機関と別に総合的な情報収集機関があるといふことであります。次に、わが国の現状はどうかと申しますと、これは、御承知のように、文部省では学術局に情報収集する機関があります。また学術会議ではその事務局で収集しております。また国立図書館や特許庁等におきましては情報を収集しておりますし、また公立あるいは官立の研究所においても、それぞれ情報を集めております。また民間におきましては、大小の企業はそれぞれ自分の必要に応じて情報を集めておりますが、これはなかなか困難で、うまくいっていません。ことに、中小企業におきましては、その情報を得ることが非常に困難なのであります。わが国の産業における中小企業のウェイトは非常に大きいのでありますし、また、中小企業といつたしましては、その経営者は非常に研究に熱心であるとか、あるいは新しい研究を企業に応用するといふことに非常に熱意があることがありますが、これを実際に集めることが非常にむづかしいので、困難いた

してあります。従いまして、もし情報センターのようなものができまして、この中小企業に必要な情報を適時供給するようなことができたならば、中小企業は画期的に発展するのじゃないかといふふうに思つております。わが国におきましては、そういうふうないろいろな情報を集める機関が現存しておりますが、それはどれも十分ではない。しかも、その上に、これを一まとめに有機的に集めるという機関がないので、そこに非常な欠陥があります。もし、ここに情報センターができまして、現在ある情報機関の情報を集めて、有機的に一体にするということができれば、非常に効果が上るのじゃないかと思つております。

次に、今回こしらへようとしておる科学技術情報センターのことについて、その概要を申し上げます。これは、科学技術庁の科学技術審議会に情報部会というものがあつて、そこでこの情報センターの構想をまとめておいたのであります。その情報部会には、関係官庁とか、あるいは国会図書館とか、学術会議の事務局とか、あるいは特許庁その他の代表者が出ております。さらに、いわゆる審議したものであります。そして、特に、既存の国立のこれらの情報機関、たとえば国立図書館とかあるいは特許庁とか、そういうものとは仕事が多分ちがふように、互いに相侵せずに、しかし相助け相補つて、完全なる情報を有効に収集するといふ方針でやろうじゃないかといふことに話をきめております。そして、この情報センターでねらつておりますことは、第一に、その確実なる情

報源をつかむということでもあります。その情報源には、外国の政府の刊行物、これはなかなか民間の手には入りにくいのでありますが、これらのものも集める。また、文献だけではなしに、必要な科学技術の情報、そういうものを集めたい、文献にまだ載っていない必要な情報を集めたいということ、そしてこれらの収集した情報を整理し、分析して、それに評価をして、迅速に適用、できれば安い値段で、これを分配するということにしたい。第三には、研究者とかあるいは工場とかあるいは特に中小企業等の求めに応じまして、その必要な情報を適時供給できるようにしたいということ、あるいはまた、第四といたしましては、複写とかあるいは翻訳をいたしまして、語学等において非常にハンディキャップがあります、そういうことをこういう方法で解消したいと思っておるのがあります。第五には、先ほどもちよつと触れましたように、いろいろな情報機関とか科学者、研究者、あるいは企業団体等と連絡をとりまして、情報を交換して、お互いに有効に利用したいというのを考えております。こういうふうな構想のもとにおきまして、この情報センターを作るのであります。が、それは、先刻御承知のように、総理大臣の監督を受ける特殊法人として、できればこの七月からスタートしたいと思つてやっております。そして、初めの三年間に、理學、工學に関する情報収集を一応完備しまして、そのあとで、いわゆる産業技術じやないかもしれませんけれども、医学とかまた農學の方へも進出したいと思つております。また、センターの中核機関が

東京にあります、必要に応じて支所も作つてやつていきたい、そういう構想においてやつておるのであります。最後に一言させていただきます。この小さい国土で一億になんとなすの人口が食つていかなければならぬ。またその上に、その人口が非常にふえていく。そして、その一人々々が、食うだけじゃなしに、人間として値打のある生活をしていかなければならぬ。そのためにはどうしても産業を盛んにする以外に手が無い。その産業を盛んにするために、一面におきましては、理論的あるいは応用方面の研究を盛んにすること、他面におきましては、外国の技術で日本の技術よりも進歩したものがあれば、それを利用して国際市場に活躍できるようにしていくということであり、この理論的あるいは実用的研究にいたしまして、外国のすぐれた技術を利用すること、また、それを利用するに必要となる情報は、その情報の得ることが非常に必要なのであります。情報を得ることがまず最初に必要なことに相なるのであります。それで、私はこういふふうに考えております。これは多少意味が違ふかもしれませんが、科学技術情報センターといふものをこしらへるといふことは、あるいは河川を改修したり、港をこしらへたり、あるいは道をよくしたり、あるいは耕地整理をしたるようなものと同様、あるいは必要とする根本的の意味におきまして非常に必要、あるいは緊急な国家投資であると思つておるのであります。

そういうふうな、情報センターといふものは非常に必要なものと思つておりますから、どうか、皆様の御指導、御援助によりまして、これが早く設立されまして、しかもそれが健全に発展していくように、御援助をお願いしたいと思います。

○野野委員長 以上をもちまして、参考人の意見陳述は終了しました。質疑の通告がありますので、これを許します。齋藤憲三君。

○齋藤委員 簡単に参考人各位にお尋ねを申し上げたいと思つて、この科学技術情報センターは、科学技術庁といたしましては、三十二年度の予算面その他に照らしてみても、ある一つの最初の大きな試みでございまして、これが設立に關しましては、ただいま参考人のお述べになりました通り、われわれも心から賛成をしておるものであります。ただ、この法律の第一条を見ますと、その「目的」に、「日本科学技術情報センターは、わが国における科学技術情報に關する中核的機関として内外の科学技術情報を迅速かつ適確に提供することにより、わが国における科学技術の振興に寄与することを目的とする。」これは非常に大きな目的でございまして、科学技術情報センターを科学技術庁が作りまして、しかもその上に日本という字をつけて発足をすると、このこととから考えますと、これは当然の目的だと思つて、いやしくも科学技術庁で科学技術という言葉を使います以上は、いわゆる普通の論理的な科学技術というものの定義に従つてこの言葉を使うことが、私は正しいことだと考えておるのであります。ところが、第二条にいきますと、

この目的がたんとおつちて、非常に歪曲混迷に陥つてゐるような定義が書かれておる。私は法律はしろろとでわかりませんが、第一条と第二条を読んでみますと、まことに奇妙な感じを受けるのであります。これは私何回も読んでみたのですが、法律用語といふものは、私もしろろとよくわかりませんが、「この法律において「科学技術情報」とは、自然科学を基礎とする技術に關する情報をいい」といふことになりまして、情報といふものは自然科学に限定される。自然科学に限定されることはいふにいたしまして、この「科学技術に直接關係する自然科学に關する情報を含むものとする。」——これを讀むと、今度は、情報といふものは、その技術に直接關係する自然科学といふことに限定される。ですから、第一条の目的を見ますと、われわれの意圖する日本科学技術情報センターといふものは、かゝるべしといふ非常に大きなものだけれども、第二条を見ますと、科学技術情報といふものは非常に小さなものになつてしまふ。そういうふうな感じを受けるのであります。これに對しまして、情報部長としての中原先生、池田先生、この御両人の御意見を拝聴したいと思つております。

○中原参考人 これは科学技術はどういふものかといふことだと思つて、自然科学を基礎にしない技術といふものはどういふものか、あるいは、先ほども、焦点がぼけてはいけなから、はっきり言い表わさなければいけません。技術といふだけですが、産業技術といふだけでもないかもしれせん。やはり自然科学からくる技術といふことで、その自然科学の情報もみな集めるということになると、これはまた大へんなこと——非常にいろいろことは望ましいのですが、今すぐにできるかどうかといふことに一面不安があるような感じがいたします。それで、私の希望としては、これは焦点をはっきりして、技術情報といふことにこの際はずべきではないか、そういうふうな思つておるのであります。

○齋藤委員 いや、私の伺つておりますのは、この「目的」といふものをどう定めておきまして、その第一条の「目的」には「科学技術情報に關する中核的機関」といふ書いてあるんですね。第二条で「定義」をこぎめしますと、この第一条の「目的」のところに書いてある科学技術情報といふものは、第二条の「定義」によつて、これは当然拘束されます。拘束されるということになつてしまふ。「日本科学技術情報センターは、わが国における科学技術情報に關する中核的機関として」といふようなことをうたつておいて、そしてこれはもうりっぱな、大局的に立つた、將來どんな発展していった場合には日本のあらゆる科学技術情報センターとなり得るものに対して、定義でもつてこういふふうな狹義のワタをはめてしまふといふことは、法体系としてはこれははなはだおかしいことではないかと私は思ふ。目的でもつて、科学技術情報センターといふものを国家の中核機関として、これによつてわが国の科学技術の振興に寄与するものであるとつたておいて、今度は、第二条では、「自然科学を基礎とする技術に關する情報をいい、」さらには「当該技術に直接關係する自然科学

「自然科学及び自然科学を基礎とする技術に関する情報をいう」こうすればすつきりするのですけれども、「当該技術に直接関係する自然科学に関する情報」なんというものは、これはよほど頭のいい人間でなければちよつとわからないうことになると思ふのです。そういうことを一つはつきり忌憚なくお述べを願いたいと思ふのです。

○中原参考人 今、齋藤さんのおっしゃるのは、自然科学の情報と自然科学を基礎にした技術の情報と両方にしろとおっしゃることだと了解するので、自然科学の情報というものは、自然科学によってできた技術よりも非常に広いわけですね。それですから、自然科学を基礎にした情報が根本であるけれども、その技術に関連する自然科学で必要なものはとりたい。しかし、その技術に関連する自然科学の情報以外にも、自然科学の情報というものは非常に広い。そこまでとるかどうかということが問題になって、この技術に直接関係のある自然科学の情報と、それと自然科学を基礎にした技術の情報ということにきめたわけなんです。

○齋藤委員 それなら、日本技術情報でいいわけですね。サイエンス・アンド・テクニクなんです。これはサイエンス・フィカル・テクニクスでは

ないわけなんです。科学的情報ということではなくして、科学とそれから技術、科学技術情報——科学技術庁というものは明白にサイエンス・アンド・テクニクなんです。ですから、科学というものと技術というものとは、関連している面もありましようし、あるいは関連してない面もありましようけれども、とにかく科学に關する情報もとらなければならぬし、科学と関連しているところの技術の情報もとらなければならぬ。また、われわれから見ることを考えると、科学技術というのを考えると、これから人文科学を除き得るかなどと、人文科学と自然科学の關係ということまでいくので、そ

方がいいと考えておるのですが、いやしくも現代の進歩した科学行政において、第一こういう定義を書く必要があるかどうかということです。自然科学に限定して情瀬をとるなんとということとは、実際上今の人文科学——人文科学という言葉の使い方も私よくわからぬのですが、従来のわれわれの用語によりますと、いわゆる社会科学、ソーシャル・サイエンスというものとナチュラール・サイエンスというものが、今の高度化したところの人知において一体分類できるかというところ、分類できないのが今日の考え方でしょう。皆さんそう言つたつて、原子力とかオートメーションとかサイバネティックスとか、いろいろな言葉を使つておる。ことにサイバネティックスというものは、人文科学、社会科学と自然科学と混同しより、これははじめがつかないのだということと言つていることにすぎないので、そこで、旧態依然として社

会科学と自然科学と分けようとするのと自体が無理なのに、この「目的」にちゃんと科学技術情報と書いておつて、そして「定義」には自然科学とやつてきている。これが一つ私は大きな不自然だと思うのですが、百歩を譲つて、自然科学というもののこの日本科学技術情報センターというものを限定するとしても、自然科学の情報を得ずして一体技術情報などというものは無理だろうと私は思う。一体、自然科学を前提とした技術であればあるほど、将来日本の国運に寄与せんとするならば、自然科学の情報というものを広く集めて、さらにその情報から技術の振興をはかるということが、日本科学技

ばならない。それを、技術に限定して、技術に關係のない自然科学はこれを情報として集めないのだという、がごとき、局限した、しかも、歸納して参りますと、科学技術という言葉をこの法律でもつて歪曲し、しかも小さなワクをはめようとするような立法精神というもの、は、この際われわれはとらざるところであつて、いやしくも將來日本科学技術情報センターをもつてわが国の科学技術情報の中核の機関とせしむるならば、やはりオーソドックスな科学技術という解釈のもとに、一切の目的を定め、定義を定めていくということが正しいやり方ではないか、私はそう考へておるのです。これに対して一つ池田参考人の御意見を承りたい。

○池田参考人　私は大體法律家でもありませんし、とにかく、これは科学技術庁の審議会のときから「科学技術とは何ぞや」という問題がだいぶ議論されてました。結局そのときも結論は出な

かつた。自然科学と人文科学との区別はどうかといったようなことは出ませんでした。これは、一般になりますと、今の科学技術庁も、齋藤先生のお話のようでしたら、非常にむずかしいことになるのじゃないかと思ひます。構想としまして、恒久法としまして、今、先生のおっしゃるように考えることは、まことにけっこうなことだと思ひますけれども、それで、私も最初から申し上げました、この程度におさめる。——この程度の人、これは大へんなことだとおっしゃいましたが、人文科学まで含めたものはなおさらできませんし、自然科学でも非常に広くるといふことは、まず私は不可能だろう

たのは私はよくわかりませんけれども、直接関係があるといったようなことを、非常に限定したことにお書きになったのじゃないか、こう私は受け取りたい。それから、今の目的の方も、おそらく、これは、科学技術として今齋藤先生のおっしゃるような非常に広大無辺な、全部を含めた中心機関ということまでお考えになつていないんじゃないか。私は、さしあたっては、これは法文の解釈にもなると思いますが、先ずは先生のいらっしゃるように解釈をします。それが足りなかつたら、あるいは法律の改正も皆さんのお手でもできるのですから、そういうふうになさつて、まず今は重点的に、一番近い、最初私どもが行政審議会です。やりました産業技術という面によつてただだうかが、私は効果的になるんじゃないだろうか、こう考えます。法律論や人文科学、自然科学の議論は私にはできません。私どもの審議会内でもどうも

はつきりしなかつたのでありまして、ちよつと何とも参考人は御容弁がでないのであります。

○中原参考人　ちよつと齋藤先生に質問させていたきたいのですが、こういうところの慣例を知りませんかから……。これは、自然科学の情報といえますと、それをとるということになるかと、「必要な」ということにすれば問題ないのですけれども、たとえば、クラゲの生殖の文献とか、そういうものまでもとるといふ意味でしょうか。

○齋藤委員　私の申し上げておりますのは、二十三条に「業務の方法」というのがあるのです。業務の方法、それには総理府令のできるのです。ですから、

業務の方法といふものは總理府令できめておいて、そのときどきにこれは補充したり削ったりすることはできるわけですけれども、これは政府当局じゃないのですから、私は何もあえてどうだ、こうだというような御質問を申し上げておるのじゃないのですが、この日本の社会の高級な業務の地位にあられるエキスパートとしてのお考えを伺つておるわけなんです。こういう法律を決定いたしますときに、こういう法律でもつて、「科学技術情報」とつか「科学技術」なんという、すこぶる尊敬をしなければならぬ国家の基本となすべき觀念を、こういうふうに法律でどんどん歪曲していくということは悪いんじゃないかということ言うておるのです。科学技術と言つたならば、科学技術といふものはどんな立場において使われても、一般国民にびしやつと入るような定義といふものが国家にあつてしかるべきものだと思う。ところが、第一条の目的に、科学技術情報

ンターとしてこのりつばな目的を掲げておきながら、第二条の定義にこんな定義を掲げたら、非常におかしな形になりはせぬか。だから、なるべく、この法律における科学技術情報も、オーソドックスな、第一条のいわゆる目的に沿うようなことにしておいて、そして今度は、その業務においてあなただけの今お示しになりましたような重点的な業務の方法をまずやっていく。そしてこれは三カ年、五カ年、十カ年計画でやっていくのでございますから、究極の目標は、そのオーソドックスのりつばな第一条の目的に合致するような科学技術情報センターを作っていくということですね。立法精神というものははっきりしないじゃないか、こういうことを考えてお尋ねをしてるのであります。重点的にやらなければならぬということ、ちゃんと二十三条の總理府令をもって業務を行う場合のことをきめるのでございますから、しかもこれは各関係庁との協力のもとにおいてやっていくということもできておるのであります。ですから、私は、日本科学技術情報センターとして作る以上は、やはり第一条の目的に沿うたことを完成するという意味から、第二条の定義というものがつきりした形に持っていく方がいいのではないかと、そういうことを御質問申し上げておるのですが、どうでしょう。そういうことで御意見を承りたい。

○齋藤委員 それでは科学技術庁にお尋ねします。これは今日即答はお願いたしませんか、文部省の学術局長も来ておられますから、私は私なりに科学技術というものに定義を持っておりませんが、果して政府当局として、科学技術というものについては、いかなる定義を持つておるか。次会に一つ両省御協議の上お示しを願いたい。そうでない、参考人が科学技術の定義がわからなければあれだとおっしゃるから、即答してまた間違ると、当局として非常に責任が残るといけないから、次会までに両省協議の上で、科学技術というものの定義をはっきり示していただきたい。それによってわれわれの議論を重ねて、科学技術というものをこの国会においてははっきりしたいと思う。私は、前に科学技術庁設置法の審議に当りましたときに、岡先生の御質問に答えて、私は私なりの科学技術というものの定義を速記録に残しておきます。それでやってよろしいというならば、私の今の意見は堂々と通らなければならぬ。ですから、科学技術庁も、文部省も、こういうものに関係のある省庁において、科学技術というものの定義の統一したところの意思表示をしていただきたい。それをきめておくれと、これから出てくる法律は、全部、科学技術の定義がわからぬからといって、あいまいなことをうちに審議されるということになる。この際それをきめていただきたい。それでこの委員会を運行していきたい、こう私は考えていますから、今日はこれで質問をやめることにいたします。

○岡委員 科学技術の用語の概念規定で齋藤博士と大論争がありました。今日は、参考人の方々の肩書きを拝見いたしますと、池田さん中原さん、それぞれ実業界における指導的な立場におられ、同時にまた、日本の科学技術振興にも大へんな御関心をお示しのお方であるので、この機会に、私は、日本の科学技術振興の現在のあり方、また将来の方針というふうなものについて、いささか御両所のお立場から率直な御意見を聞かしていただきたいと思います。

○三輪政府委員 予算につきましては、三十二年に政府から出資金四千万円、補助金が三千万円、合計七千万円が計上されております。そのほかに民間から約同額の寄付がござります。そのうち、現在のところ四千万円が出資金になり、三千万円は事業補助としての寄付金ということで、約一億四千万、それに事業売り上げ一千万を予定いたしまして、三十二年は一億五千万程度でござります。三十三年は政府の補助が九千万程度と考えております。これに民間からの寄付金といたしまして、一千万、あとは事業でかせぎまして、全体で二億程度の仕事をやりたい。三十四年度が三年度の最終年度であります。これも政府補助九千万、あと残りは事業収入によつて、全体が二億六千万程度の仕事をやりたい。人員につきましては、三十二年に約六十名内外、三十三年におきましては、これにプラスいたしまして百十名程度、最終年度の三年目におきまして

百五十名、従いまして、完成いたしました際には、百五十名の人で約二億六千万程度の仕事をやる。そのうち九千万程度は国の補助をどうしてもお願いしなければ、情報センターはやっていきません。大体以上のような次第であります。

○岡委員 日本の国は、戦争中から引き続き占領下のいろいろな制約の中で、国際的に科学技術、特に技術水準が非常に立ちおくれて見えておる。従つて、これを取り返さなければならぬ。さらにはまた先進国を追い越すという意気込みで科学技術の振興をはからなければならぬ、そういう立場に置かれておるわけですね。ところが、そのための非常に重要な役割をなすべき機関と私は思うわけですが、それが三年目になつてもなお二億六千万、百五十名、こういう程度の規模で果してこの第一条に掲げられているような目的を果し得るのかどうかということなんです。いかがなものでしょうか、これは特に参考人の御意見を聞かしていただきたいと思ひます。

○池田参考人 お答えいたしますが、私の考えでは、果せないと思ひます。私の非常に消極的な科学技術の解釈によりまして、果せないと思ひます。まして齋藤先生のよう大きな構想から見れば、絶対に果せないと思ひます。

○中原参考人 私は、情報センターといふものは、中小企業が利用すればいい、そう思ひました関係上、その経費は全部国で出すのがしかるべきじゃないか、そう思つたのですが、そういうわけにもいかないらしくて、民間にも金を出さすということになつてきたと思つております。それで、もちろんこれだけの規模のものでは完全なものと言ひ得ないと思ひますけれども、今までは何もなかったんだ、しかし、これからは小規模といふこともできるのだというところなんです。小規模の予算等のことを考えますと、小規模でもまずスタートして、それが非常に有効な仕事をやるということになれば、政府の方でも金を出すし、また民間も自然に金を出すようになって、齋藤先生その他の所期するようになってくるのじゃないか、そういうふうになつておきます。

○岡委員 ないよりはまし、そうしていいよあることの意義を發揮するように持つていきたいということ、それはだれしも思つてゐることなんです。が、少くともここ三カ年間の計画の規模では、なかなかそこまで所期するようない目的に行きがたいのじゃないかと思ひます。

それからもう一つ、これもお二方にお伺ひしたいのですが、通産省が技術白書といふものを発表しております。あれを見ると、「最近において目立つた新製品、新技術の多くは、チタン、ビニロン、炭素などを除いては、もっぱら外国技術の導入や外国機械の輸入にもとづくものであつて、わが国の工業には自力で技術を開発させていく実質的な力が充分につちかわれていない。こういうことを言つておる。これは通産省の技術白書の中にうたわてゐる言葉なんです。私はそのことはまことにその通りだと思ひますが、技術のため外貨の支払いが、昭和二十九年が四十億、三十年が七十億、三十二年は百億程度であると思ひます。

とで、あの辺の機関をもちまして踏み切りをつける、階段をつけるということが非常に必要じゃないだろうか、こう思っております。何にしましても、国と大学その他全部入れましての研究費がどのくらいあるのでしょうか、おそらく百五、六十億しかないのではございせんか。それから、外国から導入して、七億ぐらい払っておるのではないかと思っております。そんな状態です。これは国全体でそうでございませうけれども、さきもだいふ申し上げましたが、デューボンの研究所は大体一年七千億ぐらいだろうと思ひます。そういうふうな海外の会社と競争して、この点は一つほんとうに国民ともに認識を新たに、深くいたしまして、これに對する対策を今から講じまさんと、今後とも非常に心配な状態になるのではないかと、私こう考へております。

○岡委員 石油化学は、何と申しましても近代的な花形です。しかも、すばらしいテンポで発展している化学です。から、この面ではいろいろな条件、日本の持つ内外的な潜在的な条件はあまりお感じにならないのではないかと、思ひます。しかし、私の方は、いなかにおりますと、たとえば繊維工業などの機械の工場の下請などというものは、ユニバーサルの旋盤五、六台でまだやっているという状態なんです。だから、旋盤が狂っているのです。どれだけ狂っているかということをややんと勘で知って、自分の勘で狂わないようにしているという工場が、さういふ点にむしるそれだけ技術の進歩があるのかもしれませんが、きわめて非科学的な勘の

技術なんです。こういう面が、實際問題として日本の中小企業にはあるわけですから、技術が導入されるということになりますと、今、石油関係、化学関係など、昨年の設備投資が石油で三百八十五億、化学で六百六十七億ですから、合せて大へんなものなんです。今年から化学ではさらに十億の設備投資が計画としてふえております。このこいう設備投資の動向、計画というものは、非常にふえておる。しかし、これだつて化学と石油で、会社の数は合せてわずかに百二十ぐらいのもので、占めておる中小企業の方には、なかなか資金が回つておらないということ、今申し上げたような技術の断層が、経営の実態そのものに断層を起すというふうな傾向が實際に助長されるのではないかと。科学技術情報センターというものに、こいう断層の穴埋めをしてくれる、断層の差をできるだけ少くしていくことが、これの大きなねらいであるといふことは、さつき申し上げたように、やつぱり資金の問題なんか非常にあれじゃないかと思ひます。

それから、これは経済界の方です。さういふ面が、こいうふうな形で、どんどん新しい技術が導入される。同時にまた設備も改善されるといふことで、品物の規格もよくなり、生産も進んでいく。しかし何と申しました、これは市場が重要な要素になつてくるわけなんです。そこで、海外市場について最近非常に悲観的な見通しが経済新聞などに出ておるようです。特に輸出入とも日本が大きく依存しておるアメリカの景気の動向なんか、下

半期は、おそらく設備投資はだんだん頭打ちから下降の状態をたどるだらう。しかもその実態は、やはり過剰生産という面が事実上出てきておる。自動車や住宅は現に予算面にも出てきておるわけですが、さういふ形がますますと、日本の今年の三十二億ドルという国際収支も、かなり危ないんじゃないかと思ひます。少くとも健全な赤字としていけるかどうか、五千兆の赤字でいくと政府は言つておられますが、私は困難じゃないかと思ひます。万が一さういふような状態で、海外市場が非常に窮屈になり、国際収支が悪化してくると、国内では技術革新、技術革新といふことで、これは当然やらなければならぬことなのだが、さてその結果、海外における消費市場というものは、アメリカが頭打ちになる。東南アジアにしても中共にしても、どの程度期待できるかといふことは、僕は樂觀できないと思ひます。さういふ形になつてくる条件がかりにあると、これはまことにめんどろなものと私思ひますが、こいう点の見通しは、實業界におられる皆さんの見通しとしてどうなんぞございませうか。繁榮をさわめておる石油工業という立場を離れて、日本の産業界全体の今後を見きわめていく立場からお話し願ひたい。

○池田参考人 お断りしておきますが、私は石油工業をやつております。中、原さんの方が石油工業でございまして、私は石油化学工業の方をやつております。今の話のことは、私も痛感いたします。景気というものは、さういつまでも永久に続くものではございませ

ん。ですから、もし不況があるとすれば、それに備へるためには、科学技術を進歩しなければならぬものだ、私はこころ確信いたします。ただ、今の設備過剰の問題でありますけれども、その点は私は非常に心配いたします。この点は、日本は自由資本主義の格好でいつておられますが、この間も鉄鋼需給の法律ができました。せんだつても化学の方の振興法というものがちよつと顔を出しまして流れましたが、あの中にも私は反対な項もございまして、これは日本経済の全体の効率的な効果をおさめるような長期計画を立てなければならぬといふ面からいいますと、非常に必要な面があつたと思ひます。そこで、今のお話のように、つまらぬものに設備をどんどんやるということとは私は大反対でございします。例を言いますと、ちよつと当りさわりのあるかも知れませんが、たとえば今、塩化ビニールが非常に足りない状態で、アメリカまでも輸出をしており、その他海外に輸出可能なのですが、これはけつこりなんです。その原料としてのカーバイドが足りないといふことで、今、小カーバイドをあちこちでかりに作るという話ですと、このカーバイド前までは一万八千から二万していたのが、最近では三万四もするのじゃないでしょうか、私はよく知りませんが、これに計画をしたら、今、先生のとおっしゃる通りに、非常に好ましくな

いことだと思ひます。それと、これには電気が伴いますが、電気は今非常に足りない。この電気をどう効率的に

持つていくかといふことが非常に大事だと思ひます。電気を原料にしたものを輸出するといふことはどうであらうかと思ひます。たとえば、油なり石炭をたきますが、油は全部輸入して、石炭はなかなか資源も少いし、それほど生産も伸びません。さういふものをたきまして、電力を作ります。その電力で、たとえば今のカーバイドを作つて化学製品を作る、こいう道なんですけれども、もつとそれを短絡しまして、電力を使わないでまづすぐ石油化学へいくということも考えられるわけでありませう。さうしませうと、結局非常に非効率なものを設備することになる。さうして電力が足りない、片方では炭素材が足りないといふことになりませう。結局全体の稼働率を落すといふことになりませう。自然先生のおつしやる設備過剰という結果になるだらうと思ひます。その辺の調節がどうしてもなくちゃならぬと思ひます。私は、その点は非常に先生に賛成でございしますが、ただ将来の不況に備へるというためには、技術振興をしなければならぬ。この点は、技術の振興といつてもいろいろ考え方があり方もございますから申し上げにくいのですけれども、私はさういふふうに考へております。

○岡委員 それからもう一つは、何と申しましてもやはり国内市場の問題なんです。私も、私も統計の数字を申し上げるのは何でありますけれども、結局だけ申し上げますと、昭和二十九年から三十一年まで全産業の雇用者、使われておる人たちの所得を拾つてみますと、とにかく月額八千四百以下の雇用者が数で四百九十六万、これは二十九年

を主にするのだ、そういうような話合いがあつたのかどうか、これが第点です。

それから、時間がないからまとめてお伺いいたしますが、先ほど来のお話を承わつておると、このセクターを駆ることによつて中小企業者に利益するところが多いだろう、大いに利用してもらつたらいと思ふというような話がございます。しかし、中小企業者が利用する技術というものは、概括的価値に見れば、その高度の技術じゃなからうと思ふのです。そうすると、このセクターというものは、その高級な技術というよりも、何といひますか、む

る程度の低い、と言つては語弊があるかもしれないが、そう高くない技術、そういうものの情報を中心に終始する、少くともそれを重点的に終始するといったような方針をとつたらよからうなといふようなことが、あなたの主宰としておられる情報部会などで御議論があつたものかどうか、こういう点を第二点として承わりたい。

それから第三点には、先ほど羊頭狗肉のだと申しましたが、この情報セクターの法案を見ますと、たとへば、三十条ですか、それには何か利益があつた場合、出資者に分配することゝできるというようないことがうたつてゐる。先ほど予算の話も出ましたが、初年度から何か一千万からの事業収入を見込んでおる、こういうようなお話があつたのです。そうすると何か、お社の中小企業に特に利用してもらつたにすぎないと思ふというやうなことで、初年度から一千万も事業収入を当てにする、ましてや剰余金があつたら分配する、こういうようなことは、中原さん

がこの審議会で御審議になつておつたことと違ひ内容になつてこの法案が出てきておるのじゃないかというふうな気がするのです。あるいはこういつた利益があつたら、出資者に分配すべきだといふような議論が逆におありになつたのかもしれないが、いずれなのか、その辺も一つ承りたいと思ふのです。

最初、この三点だけ承つておきたいと思ひます。

○中康参考人 初めの科学技術の問題ですが、もちろん科学の情報をちつともとらないといふことじやなしに、理論的のもので、それに關連して必要なものはもちろんのことになると思ひます。

それから、今の、中小企業を対象としてやつておるといふふうに、私の説明に中小企業に非常にウェートを置いたような表現があつたかもしれませんが、けれども、中小企業だけじやなしに、一般に情報をとることはもちろんであります。ただ私の強調しましたのは、大企業は自分自身でも情報をとれるけれども、中小企業はそういう点に非常に困難しているから、利用の価値が多かつたといふ意味のことを申しましたので、単に中小企業を対象としておるわけではありません。また中小企業の技術の水準が低いとおつしやいますけれども、企業としては小さくても、技術面としては必ずしも水準が低いといふことは言えないじやないか、非常に小さい町工場でも、非常に高い技術水準の仕事をやつておるところもあると私は思つております。

ならば、もつと情報を広くとつて安くやればいいじゃないか、そういう御趣旨だと思ひますが、それはもつともであると思ひます。そういうふうにする。ただ、法律としては、非常にうまくいつたときにはこうもやれるといふことを書いてあるものだ、そういうふうにして承つておられます。もちろん、特に初めのうち、なかなかみんながこれを認識しないうちは、非常に経営も困難であると思ひますけれども、順調にいくなれば、ペイするようになるんじゃないか、こう思つております。

○小平(久)委員 今の最後の点ですが、法律的にそう書いてあるだろうと思ふといふだけの話ですが、これはあなたの方の審議会の部会で何かそういう点は話題にならなかつたのですか。

○中康参考人 それはいろいろな意見がありまして、なかなか初めのうちは民間から利益が上らないような予算を組むと無理がいくといふことで、初めにこしらえた予算よりも、その民間からの収入というものは非常に減つてこしらへたはずでございます。

○小平(久)委員 先ほどのお話のうちに、外国にもいろいろ情報機関がある、それは多くは国が直接やつておるか、あるいはそれに準ずるものではないか、今度作らうとする情報センターとそういうところはやはり同じような、こんな内容ですか。そういう点までお調べになつておられますか。要するに、今度作らうとするような建前、これもある意味においては国で作るのに準

ずるといつた建前であらうと思ふのです。半官半民のような、特殊法人にしようが、外国のと比べて内容的にどう違つておるかといふことを伺ひたい。

○中康参考人 詳しいことは存じませんが、全部国の制度でやつておるから、フランスの国立というふうなもの、これは国立でやつておるから問題はないと思ひます。大体国のウェイトが非常に多いから、こういう問題は少いと思ひます。日本においては、大政府が五十出せば民間が五十出すといふふうな建前が普通にやられておるのですから、こういう問題が起つてくるのだと思ひます。

○小平(久)委員 もう一点承りたいのですが、このセンターと国立国会図書館を初めとする図書館、それから先ほどもお話がありました特許庁等々で集めておる資料、そういうものとの關係が、この法案のうちにその關係について一、二触れておる規定があるようですが、實際問題として、これはどんなふうに両者がお互いに、先ほどのお言葉を借りれば相侵さず協力してやるか、實際問題としてはどんなふう運用されることを望ましいのでしうか。その辺のところを一つ、これもあなたの部会でいろいろお話が出たと思ひますので、その内容を承りたい。

ことで、これが問題になると、科学情報センター設立そのものに非常に悪い影響を及ぼすから、お役所の内部同士です。それから、それらの關係でしかるべく調整していただきたいといふことを私の方から申しまして、それでよく御相談下さつてやつていけるということになつたと思つております。

○小平(久)委員 どうもお話を承つておられます、あなたはそう申しては失礼だが、科学技術審議会情報部長さんなんだから、もう少し突つ込んだ御議論があつて、それをお聞かせ願ひたいと思ふのだが、どうも役所の方でしかるべくやつてくれるだろうといふようなことではなはだ物足らぬのです。私は、科学技術センターをお作りになることもけつこうだし、その必要のあることも認めますが、しかし、この運用をうまくやらぬことには、ある意味においてははいわゆる二重投資的な性格になつてしまふのじやないか、国会図書館あるいは特許庁あたりでも相当の資料を集めておられるのじやないかと思ひます。ですから、またセンターを作つて同じようなものをここに集めるというふうなことをやると、これはある意味においては二重投資——投資と言ふことが適当かどうか知らぬが、とにかく金のむだ使いといふことにならぬとも限らぬと思ふので、す。ですから、考えようによると、新たにこういう機関を別に作らぬでも、国会図書館に情報の提供機関をさらに拡充して作るとか、その他の適當の処置をとれば、このセンター法の目的もおのずから果せるのじやないかといふような氣もするのです。あえてこのセンターというものを新たに作る、科学

技術庁ができたから科学技術情報センターといふものを作らぬと、どうも役所の形体をなすといふような、まさかそんな形式的なところからこれが出発しておるのじやなからうと思ふのですが、既存の施設を利用せずに、どうしてもこういうものを作らなければならぬといふ根拠といふものは、あなたのお考えからするとどういふところにあるのでしうか。

○中康参考人 一番最初私が御説明申し上げましたときに、非常に詳しく申し上げたと思つておられますが、科学技術情報というものはいろいろ分野が広いのです。それを総合的にとりまして、それを選別して、評価して、これを民間に流すといふところに重点があるのであります。もちろん既設の特許庁であるとか国会図書館とは連携してやりますけれども、単に文獻を貯蔵しておくとか、そういうことじやなしに、もう少し積極的にそれを整理、評価して提供するという業務を持つてやるので、今までの機関だけではこういう仕事はやつておりませんし、またやることを望むことはできないといふふうなことでございまして、これは非常に必要であると思ひます。

○志村委員 關連して、情報を關係方面に流される、理論あるいは科学技術を流されるということになりますと、その情報によりまして、この理論を使つて新しい技術ができるんじゃないか、あるいはレディメイドであつても、その技術がある程度モディファイして、新しい技術が生まれるといふようなことは、その情報を見た現場の技術師連中が、いろいろ思ひつくところである。そういうところから、理論によ

り新しい技術が生まれてきたり、また技術の応用面が広がったりすること、が非常に多いということをソ連で聞いて参りました。レニングラードの国立技術研究所ではそういうことが多い、ソ連の場合においては、新技術の発見はそういうようなチャンスで起きることが非常に多い、こういうことをいわれております。これを見ますと、情報を流すだけで、それで現場の技術がこの理論を使ったら、こういうような一つの技術がでるんじゃないかという、そういうことを思いついた場合に、それをどこでめんどろを見つけてくれるかという、ことなんです。ただ情報を流すだけでなくて、こういうアイデアでこういうような技術を作り上げようと考えてきたときに、今のところでは、どこもそれを取り上げてくれるようなところはないような気がします。国内の場合なら、研究所へ行つていろいろ話し合ふというふうなこともありましようが、海外の場合は事実上、一そう困難になつて、思いついてもどうにもならぬというふうな場合があると思ひます。その場合に、この規定によりまして、何かそういうことは取り扱うことができないようになつております。しかし、しまいの方の「業務の範囲」の第二十二条第五号に、「前各号に掲げるもののほか、第一号の目的を達成するために必要な業務を行うこと。」と書いておられるのでありますが、一体そういうようなことが含まれておられるのか、この点をお尋ねしたいと思ひます。

○志村委員 コンサルティング・エンジニアのことができないというところは、私知つておりますが、ただ情報を流すというだけではなくて、それを具体的な技術まで持ち上げるためには、その程度のめんどろを見て下さつた方がいいんではないか。日本の場合においては、特にそれが要じゃないか。ソ連においても、新しい技術はそういう経路を通じて発見されるケースがきわめて多いというのを聞いておるのであります。これはやつてはいけないという、ことは私はないと思ひますが、いかがでしょう。

○中原参考人 これは、たとえばどういふことを調べたいからというふうな御相談は、それに応じまして、その情報を集めるということはやることにしております。これを実際に応用するためにはどうするか、あるいは企業化するためにはどうしたらいいだろうというアドヴァイスをやる、ところまでやつておりませんので、それはあるいは、先ほど池田さんのお話のあつたような、何かそういうふうな研究を育成する、ような機関の方へ持つていっていただく方がいいんじゃないかと思ひます、もしそういうものができましたら。

○志村委員 それでは、情報の次の段階として、そういうことをやるということをお考えになつていらつしやるんですか。

○中原参考人 それはまだそこまで考へておりませんけれども、先ほど聞きたんからもお話をありましたが、非常に

いい研究ができた、しかし、それが外国に劣るような研究でも、日本では実を結ばぬということが非常に多いので、非常にわれわれも残念に思ひます。これはやはり日本全体あるいはわれわれ業者の大きな責任だろうと存じております。そういうふうなことは今後ともぜひとも必要だと思ひます。一足飛びにそれが企業になるか、あるいは中間試験をやらなければいかぬか、そのものによつて違ふと思ひますけれども、中間試験に相当大きな金をつぎ込んでやるように日本がならなければ、いかにいろいろ研究ができて、おそらくそれが実を結ばぬということになるんじゃないか、そういうところを心配して、われわれとしましては、とにかく日本にできた研究は、相当犠牲を払ふつもりで金をつぎ込まなければいけないのじゃないか、そういうふうなことを考へております。しかし、この情報センターとしては、まだそこまで考へていないと思ひます。

○志村委員 これを企業化するためのいろいろな施設ということももちろん考へておりますが、今度も考えられたようでありまして、そういうふうな大きな資金を要する、というものはなく、一つのアイデアをつかんできて、これをこのように簡単に工業化できるんだ、その場合には研究所で一つのデザインを作つてくれればいいんだということまで進んでおるときに、その間の連絡がうまくいかないために、立ちおくれになるという場合は、きわめて惜しいと思ひます。少しの経費しか要らないのに見のがされるということは惜しいと思ひますので、そういうふうな資金的なめんどろを見るとき、大きな中間試験

をしなければならぬという場合を除いても、簡易にできる場合があると思ひます。中で仲介の労をとつて下さればできる面もあるのですから、そういう場合は考へていただけないか、こういうことです。

○中原参考人 おそらくは、そういう場合には、その中小企業の方よりも、このセンターの方の役員がその間の事情をよく知つておるはずでありますから、「そういう問題はどこに行つて御相談したらいいでしょう」と、「工業試験所に行つて御相談なすつたらいいでしょう」と、こういうふうなことは言つて差し上げることができると思ひます。

○菅野委員長 参考人に対する質疑は、これにて終了いたします。参考人各位には、御多用中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御意見を承り、まことにありがとうございます。本委員会の法律審査に資すること、きわめて大なるものがあると思ひます。委員会を代表して、私より厚く御礼を申し上げる次第であります。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。午後零時三十九分散会

科学技術振興対策特別委員会議録
第九号中正誤

頁	段	行	誤	正
一	四	九	ないもの	ない者
三	五	六	(登録税法 の改正)	(登録税法 の一部改正)

昭和三十一年三月十三日印刷

昭和三十一年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局